

「要介護・要支援認定申請書」の様式変更について

令和8年4月1日以降の介護認定制度の見直しに伴い、下記のとおり変更することとなりました。

つきましては、内容をご確認いただき、円滑な認定申請事務にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 介護保険 要介護認定・要支援認定申請書および要介護・要支援認定等に係る個人情報提供申請書の様式変更について

- (1) 様式の変更日 令和8年4月1日
- (2) 変更点

申請書裏面 被保険者の同意内容について

旧：(1) 介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があると市長が認めるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、前橋市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提供すること。

新：(1) 介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、前橋市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を前橋市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報介護予防・日常生活支援基盤経由で電子的に行う場合を含む。）こと。

- (3) 注意事項

変更日以降に提出する申請については、必ず新様式の同意内容にて被保険者の同意を得たうえで申請を行ってください。

- (4) その他 新様式は、本市ホームページに掲載予定です。

問い合わせ先

前橋市福祉部介護保険課

認定審査第一係

電話 027-898-5863 (直通)